

1年間保管

令和5年度

生徒指導に関する確認事項

岩手県立宮古北高等学校  
生徒指導課

# I 【学校生活の手引】

## 1 役割分担

校内生活の中では、生徒一人ひとりが何かの役割を担っています。清掃・週番・学校の係など、役割の中で自らの責任を最後までやりぬくことが学校生活です。集団生活の場では、最も大切な心構えです。

## 2 登下校

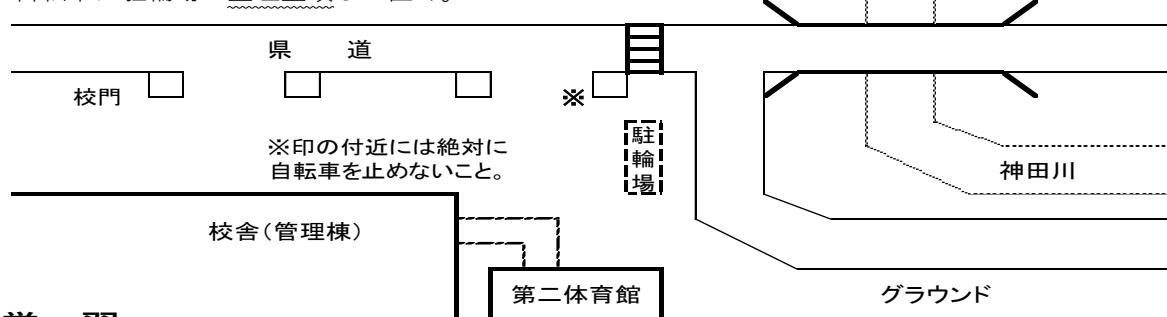
- (1) 8時45分の始業ベルまでに教室に入室し、着席していなかった者を遅刻とする。

8時40分には生徒昇降口を通過できるよう、余裕を持って登校しましょう。

- (2) 登校後は無断で校外に出ない。特別に外出する時は担任か学年の先生より許可をもらう。

- (3) 車道は歩かない。食べ歩きをしない。通信端末等の使用は控える（ながらスマホ・イヤホン使用禁止）

- (4) 自転車は駐輪場に整理整頓して置く。



## 3 学習

- (1) 休み時間と授業時間のけじめをつけるためベル着を守ること。

- (2) 体育及び運動着着用の指示があった授業以外は、必ず制服を着用すること。

- (3) 授業中は私語・私用を慎み、無断で欠課をしないこと。

## 4 挨拶

- (1) 挨拶は家庭、学校、社会等すべての人間関係の出入口です。気持ちよく出入りしましょう。

## 5 欠席・遅刻・早退・外出

- (1) 欠席

保護者から担任（または学年の先生）へ8：25分までに連絡をお願いします。

- (2) 遅刻

予め分かっていたら事前に連絡をお願いします。遅刻者は、職員室に寄り、副校長に遅刻した理由を申し出て、遅刻カードを受け取り、必要事項を記入して、教科担任に提出すること。

- (3) 早退

担任か学年の先生に申し出てから、副校長に早退理由を申し出て早退届を受け取る。早退届、早退許可証を記入のうえ、教科担任の確認印をもらったあと、担任の許可を受ける。

※急病で早退する場合は、養護教諭の判断により、担任に報告、保護者に連絡した上で、上記の手続きを省略して早退することができる。

- (4) 外出

担任か学年の先生に申し出て、外出届に記入し、必ず許可を受けること。

## 6 校内美化

- (1) 授業に不要なものを校内に持ち込まない。

- (2) ゴミを捨てる際には洗浄や分別を心がける。

## **7 列車・バス・自転車のマナー**

- (1) 自転車の二人乗り、無灯火は、事故につながりかねないので絶対にしない。
- (2) 社会のルールを守り、お互いが気持ちよく利用できるようなマナーを身につけよう。  
※歩きながらの通信端末等の利用、イヤホン等の使用は事故につながりかねないので絶対にしない。

## **8 持ち物**

- (1) 学生証は常に携帯する。
- (2) ゲーム等、勉強に必要なものは学校に持ち込まない。
- (3) 校内で通信端末等を所持する者は、通信端末等の使用規定を厳守すること。  
※Microsoft Teams（コミュニケーションツール）によるS H Rや授業での活用以外使用禁止。  
必ず電源を切り、カバン等の中にしまう。ポケットに入れるなどして持ち歩かない。

## **9 週番の役割**

- (1) 職員室に来て担任より指示を受け、学級日誌を受け取り、日誌を記入後、担任に提出すること。
- (2) 授業前に教科担任と連携を取り、授業の指示を受ける。
- (3) H R・授業始め、終わりの「起立・礼」の号令をかける。
- (4) 教室の黒板及び教室内の整理整頓、貴重品の保管。

## **10 服装・頭髪**

服装・頭髪については、別紙「服装・頭髪規定細則」を参照すること。

## II 【服装規程細則】

### 1 頭 髮

(1) パーマ、カール、染色、脱色、付け毛等は一切禁止する。  
(ドライヤー、アイロン等での変色も必ず改善すること)

(2) 長さは次のとおりとする。

○ 男 子

- ① 前髪は、眉毛が見える範囲内であること。
- ② 後髪は、襟にかからないこと。
- ③ 横髪は、耳にかからないこと。
- ④ もみあげは、耳下より出ないこと。

○ 女 子

- ① 前髪は、眉毛が見える範囲内であること。
- ② 後髪は、肩にかからないこと。（襟の折り返しまで）
- ③ 長くする場合は、黒・紺・茶のゴムひもで結ぶこと。

(3) 頭髪については、高校生らしいものであるよう、男子・女子とも常に心がけること。  
また、香料・整髪剤等は使用しないこと。

### 2 化粧・ピアス等

(1) 化粧やピアス（透明ピアスも含む）指輪等の装飾品は、いかなる場合も認めない。  
(没収等の厳重な措置を取る)

### 3 服 裝

IV『本校の服装について』を参照のこと。

### 4 ソックス及びストッキング

○ 男 子 ソックスの色は、白とする。

○ 女 子 ① 6月～10月までは、白の短ソックスとする。学校指定ソックスの着用が望ましい。  
11月～5月までは、黒のストッキングを原則とするが、寒暖の度合いによっては、  
白の短ソックスも可とする。  
② ルーズソックス、ハイソックス、レッグウォーマー等は、全面禁止とする。  
(没収等の厳重な措置を取る)

### 5 学年章

(1) 男女共、本校指定の学年章をブレザーの左衿に付ける。

(2) 夏服期間中（本校で定めた期間）、女子はベストの左胸に付けること。男子は、付けなくてよい。

### 6 靴及び上履き、下履き

(1) 登下校の時には、運動靴か革靴とする。（サンダル等での登校を禁止する）  
高校生らしい華美でないものを着用する。

(2) 校内、体育時の上履き、下履きは学校指定のものを着用する。

(3) 防寒靴は華美でないものを着用する。

(4) 靴の踵は、絶対につぶさない。

### 7 その他

(1) 入れ墨（タトゥー）等はいかなる場合でも認めない。

### III 【本校の服装について】

男女とも冬服を正装とする。

#### 服装について

##### ◇男子

###### 1 冬の服装（学校指定のもの）

- ア ブレザー …… 学年章を付ける。常時着用。
- イ ワイシャツ …… 第1ボタンを留める。襟（えり）はブレザーの中にいれる。
- ウ ネクタイ …… 正しく着用する。
- エ ズボン …… 裤（すそ）をひきずらない。腰履きしない。
- オ ベルト …… 黒とする。（華美なものは没収する場合もあり）
- カ ソックス …… 白とする。

（備考） ①必ずブレザーを着用する。

②黒・濃紺のセーター（単色・襟はV）も状況により可とする。

③セーターの袖（そで）や裾（すそ）がブレザーからはみ出でてはいけない。

(暖) ……………… (寒) ……………… (極寒)

ワイシャツのみ→→→→→→→ブレザー着用→→→→→→→セーター着用

###### 2 夏の服装（学校指定のもの）

- ア ブレザー …… 脱ぐ（寒暖の度合いにより着用してもよい）
- イ ワイシャツ …… 白の立襟、半袖・長袖、左上腕部青刺繡M・N入り。
- ウ ネクタイ …… 正しく着用する。
- エ ズボン …… 適正なサイズのものを着用し、裾（すそ）を引きずらないこと。
- オ ベルト …… 黒とする。（華美なものは没収する場合もあり）
- カ ソックス …… 白とする。

\*但し、気候条件等を考慮し、適宜指示するものとする。

##### ◇女子

###### 1 冬の服装（学校指定のもの）

- ア ブレザー …… 学年章を付ける。常時着用。
- イ ブラウス …… 第1ボタンを留める。襟（えり）はブレザーの中にいれる。
- ウ ベスト …… 学校指定のものに限る。
- エ リボン …… ブラウスの第1ボタンの位置にかける。
- オ スカート …… 膝頭（ひざがしら）が隠れる長さとする。
- カ ソックス …… 学校指定のものまたはそれに準ずるもの。
- キ ストッキング …… 寒冷時及び式典時は黒とする。

（備考） ①必ずブレザーを着用する。

②黒・濃紺のセーター（単色・襟はV）も状況により可とする。

③セーターの袖（そで）や裾（すそ）がブレザーからはみ出でてはいけない。

(暖) ……………… (寒) ……………… (極寒)

ベスト着用 →→→→→→→ ブレザー着用 →→→→→→→ セーター着用

###### 2 夏の服装（学校指定のもの）

- ア ブレザー …… 脱ぐ（寒暖の度合いにより着用してもよい）
- イ ブラウス …… 開襟も認めるが、第1ボタンを留めること。
- ウ ベスト …… 学校指定のものに限る。
- エ リボン …… 正しく着用する。
- オ スカート …… 膝頭（ひざがしら）が隠れる長さとする。
- カ ソックス …… 学校指定のものまたはそれに準ずるもの。

\*但し、気候条件等を考慮し、適宜指示するものとする。

☆制服内にジャージを着用しないこと。

☆制服のサイズが合っていないもの、性別の違うものを着用した場合や改造した場合は、新たに指定の制服を購入して頂きます。

☆制服取扱店（指定店）※在庫を用意している店は「わたひろ」です。

宮古地区：わたひろ、高京

☆ブレザー内に、カーディガンを着用する場合は、黒・紺とする。

## 令和5年度 生徒指導重点項目

- 1 高校生として8割以上の人間に認められる服装と所作を身につける。
- 2 自己肯定感(自分自身を良い人間であると認めることができる)の向上。

## IV 【授業における指導】

### 1 S H R 時における指導

- (1) 8時45分の始業ベルまでに教室に入室し、着席していなかった者を遅刻とする。

### 2 授業開始・終了時における指導

- (1) ベル着の徹底を図る。
- (2) 運動着着用の指示があった授業以外は、必ず制服を着用して授業に臨む。
- (3) 授業に必要な教科書・ノート・その他の用品は事前に机上に置き、全員の姿勢が整ってから、週番の号令で礼をする。

## VI 【職員室への出入り指導】

### 1 職員室に入室する時

- (1) 服装を整える。
- (2) ノックをし、扉を開けて一礼、元気よく『失礼します。』と言って職員室に入る。
- (3) 職員室に入ったら『○年○組○○○○です。○○先生に用があって参りました。』とはっきり言う。

### 2 職員室を退室する時

- (1) 元気よく『失礼しました。』と言って、一礼し、職員室を出る。

※ 注意 無断で先生方の机の上から物を持っていくことのないように。指示があって持っていく時は、周りの先生に断ってから持っていくこと。

## VII 【欠席・遅刻・早退・外出指導】

### 1 欠席者について

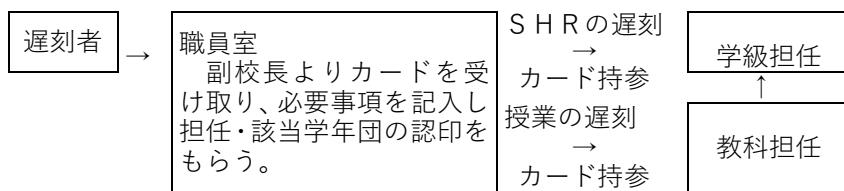
- (1) 8時25分までに保護者より担任に連絡する。連絡のない者については、学年が保護者と連絡をとり確認する。  
(2) 無断欠席者については、出校後、担任・学年団により指導する。

### 2 遅刻者について

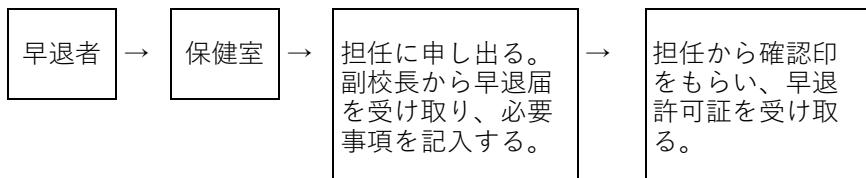
- ① 始業ベルまでに教室に入室し、着席していなかった者を遅刻とする。  
② 8時45分以後の登校者は遅刻カードを受け取り、職員室にて遅刻の手続きを行う。

(1) 8時45分の始業ベルまでに着席していない者を遅刻とする。

(2) カードの取り扱い

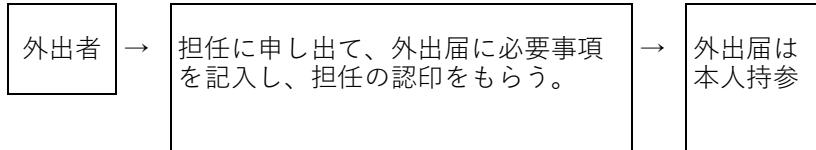


### 3 早退者について



※急病で早退する場合は、養護教諭の判断で、担任に報告して保護者に連絡したうえで、上記の手続きを省略して早退することができる。

### 4 外出者について



### 5 欠席・遅刻・早退者の指導

学年が保護者と連絡を取り、適切な指導にあたる。

## VIII 【通信端末等の指導について】

- 1 持ち込むことを前提とし、学校内でのルール、日常生活におけるマナー指導の徹底を図っております。
- 2 本校において、通信端末は Microsoft Teams（コミュニケーションツール）による S H R や授業での活用等で使用しています。※使用の際、通信料負担が発生しないよう Wi-Fi 環境を整備済み。しかし、そのような場面以外での不必要的使用は禁止しています。  
御家庭からの緊急の連絡は学校をとおして生徒へ伝えることが基本です。安易に、学校の教育活動中に生徒の通信端末へ連絡を取ったりしないよう御注意願います。  
学校・御家庭・生徒の共通理解の下、生徒自身が責任を持ち、秩序ある通信端末の取扱いを指導して参ります。

### 【通信端末等の使用規定】

- (1) 持ち込んだ通信端末は、電源を切り、カバン等に保管（希望があれば預かる）すること。以後、校舎内では許可を受けた時以外は使用しないこと。なお、放課後（原則として 16：00 以降）は、保護者への連絡のみ、使用を認める。ただし、災害発生時など緊急時等に本校教職員から指示して使用させる場合はこの限りではない。
- (2) 違反行為（上記時間帯外に使用・校舎内使用・持ち歩き等）が発覚した場合は、その場で本人に電源を切らせ提出させる。その後、保護者へ連絡を取り、2 回目までは、担任・学年団・生徒指導課より指導後、直接保護者へ返却し、保護者預かり 1 週間程度の指導協力を依頼する。
- (3) その後もさらに違反行為があった場合は、別途協議し、適切な指導措置を講ずる。
- (4) 規定に承諾しない場合は、校内への持ち込み・所持を禁止する。

### 3 日常生活のマナー指導

L H R 計画の中で、通信端末・情報モラルに関する指導時間を確保しております。具体的場面でどうすべきか、周囲にどのような影響を及ぼすのかを考えさせ理解させるよう努めています。（情報モラル講話等で実施）

### 4 使用上の注意点（可能性として知っておいていただきたいこと）

- ・性犯罪や様々な人間関係のトラブルの原因にもなっています。
- ・家出、無断アルバイト等の誘因になります。また、使用料の問題から親子の軋轢に発展しかねません。
- ・受検、考查では持ち込み厳禁、持ち込んだ場合不正行為となります。
- ・問題行動防止の観点からは、行動の情報化・広域化の手段となっていることの認識が必要です。男女交際や交遊の連絡手段、薬物に関すること、性に関すること、恐喝、金銭強要、呼び出し等の手段として使用される可能性があります。
- ・いじめやいやがらせの手段に使われたり、不登校問題を生む可能性があります。
- ・被害者だけでなく、軽い気持ちから社会への加害者になってしまう可能性があります。
- ・所有する際には、フィルタリングをぜひ行ってください。

\*アンケート調査の結果、沿岸地区はスマホ使用時間が長い傾向にありますが、  
残念ながら、本校は県内高等学校の中でも、ワーストの使用時間です。  
家庭内でもルールを作り、節度ある態度を身につけさせていきたいものです。  
御協力の程、どうぞよろしくお願ひいたします。